2　「定　額　控　除　限　度　額　（０円又は600万円若しくは800万円）×$\frac{\quad}{12}$」　⑵　の欄は、平成25年４月１日以後に開始する事業年度にあつては「600万円若しくは」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「若しくは800万円」を消すこととし、「$\frac{\quad}{12}$」の分子の空欄には、当該事業年度の月数を記載すること。

別表十五の記載要領に次の１号を加える。

3　「損　金　算　入　限　度　額　（(⑴と⑵のうち少ない金額）×$\frac{90}{100}$）又は（⑴と⑵のうち少ない金額）」　⑶　の欄は、平成25年４月１日以後に開始する事業年度にあつては「（(⑴と⑵のうち少ない金額）×$\frac{90}{100}$）又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「又は（⑴と⑵のうち少ない金額）」を消すこと。

別表十五の１１の表中「定　額　控　除　限　度　額　（０円又は600万円）×$\frac{\quad}{12}$」を「定　額　控　除　限　度　額　（０円又は600万円若しくは800万円）×$\frac{\quad}{12}$」に、「損　金　算　入　限　度　額　(⑴と⑵のうち少ない金額）×$\frac{90}{100}$）又は（⑴と⑵のうち少ない金額）」を「損　金　算　入　限　度　額　(⑴と⑵のうち少ない金額）×$\frac{90}{100}$）又は（⑴と⑵のうち少ない金額）」に改め、同表の記載要領第１号中「損金不算入」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の66（交際費等の損金不算入）」を加え、同第１１号を次のように改める。

2　「定　額　控　除　限　度　額　（０円又は600万円若しくは800万円）×$\frac{\quad}{12}$」　⑵　の欄は、連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）が平成25年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「600万円若しくは」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「若しくは800万円」を消すこととし、「$\frac{\quad}{12}$」の分子の空欄には、当該連結親法人事業年度の月数を記載すること。

別表十五の１１の記載要領に次の１号を加える。

3　「損　金　算　入　限　度　額　（(⑴と⑵のうち少ない金額）×$\frac{90}{100}$）又は（⑴と⑵のうち少ない金額）」　⑶　の欄は、連結親法人事業年度が平成25年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「（(⑴と⑵のうち少ない金額）×$\frac{90}{100}$）又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は（⑴と⑵のうち少ない金額）」を消すこと。

別表十七㈠の表を次のように改める。